

第2節 森林を活用した温室効果ガスの吸収促進

1 森林資源の保全と利用【県産材活用課・森づくり課】

(1) 森林の現状

森林は、木材の供給のほか、県土保全や水源かん養・保健休養の場の提供などさまざまな公益的機能を有しており、近年では特に地球温暖化防止という観点から、二酸化炭素の吸収源としての役割が期待されています。

2005年2月には、「京都議定書」が発効され、日本は1990年の温室効果ガス排出量に対し、2008年から2012年の排出量を平均で6%削減することが正式に義務付けられました。このうち、森林吸収による減少分の上限値は3.8%まで認められているため、この3.8%に相当する1,300万炭素トン程度を森林吸収量で確保することが大きな目標となっています。

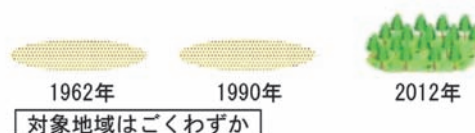
しかし、吸収源として認められるためには、適切に管理経営されている森林等とされており、今後とも森林の適切な整備・管理を積極的に進めていく必要があります。

(2) 多様な森林整備

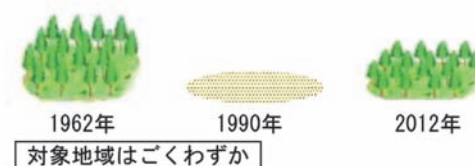
森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させるため、豊かな植生や土壌が保持された多様で健全な森林を育成することとしています。

昭和40年代から積極的に拡大造林を推進してきた結果、森林資源は充実してきており、現在、福井県の森林は間伐等が必要な生育段階の林分にあります。

- **新規植林**：過去50年間森林がなかった土地に植林



- **再植林**：1990年以前に森林でなかった土地に植林



- **森林経営**：持続可能な方法で森林の多様な機能を十分に発揮するための一連の作業



図3-1-16 京都議定書で吸収源と認められる森林

平成19年度から施業効率の高い山ぎわを中心とした間伐*2を重点的に実施しています。また、地域防災上特に重要な、集落周辺の山ぎわにおける保安林においても、山地災害防止機能が維持されるよう公的な整備を実施しています。

表3-1-17 民有林*1における間伐実績一覧表

区分	H 13	H 14	H 15	H 16	H 17	H 18	H 19	H 20	H 21
面積 (ha)	4,032	4,114	3,965	3,534	4,687	4,856	5,208	5,202	5,200 (計画)

(注) 間伐面積には、独立行政法人緑資源機構分は含まない。

*1 民有林：国以外のものが所有している森林。民有林は、都道府県・市町村・財産区で所有する公有林と、個人、会社、団体などが所有する私有林とに区分されます。

*2 間伐：林内が樹冠により閉鎖し、林木相互間の競合が始まった後、目的樹種を主体にその一部を伐採して林分密度を調節することにより、林木の利用価値の向上と下層植生の発達を促し、表土の流出の防止など森林の有する諸機能の維持増進を図るための伐採のことをいいます。

(3) 森林保全と管理

山村地域では、過疎化や高齢化が進む一方、県民が森林をレクリエーションの場等として積極的に活用する機会が多くなり、これら入込者数は年々増加しています。このため、山火事の未然防止、ごみの不法投棄や違法伐採を早期発見する監視活動が不可欠であり、県においては森林保全巡視員(H21:5名)を配置し、関係機関と連携しながら森林パトロールを実施しています。

また、森林に起因する災害を未然に防止するため、山地を抱える807集落に山地災害情報モニター(H21:1,211名)を配置し、災害の予兆や発生に関する情報収集を行うとともに防災意識の啓蒙普及に努めています。



山地災害を未然に防止するためのパトロール

なお、公益的な機能を発揮する重要な森林は保安林に指定し管理することとし、保安林以外の森林において開発行為が行われる場合には、許可制度を適用して指導・監督することで、安全で安心できる生活環境を保全しています。

(4) 県民参加の森林づくり

森林からの多様な恩恵は全県民が享受するものであり、森林の整備・保全を社会全体で支えていくことが必要であるため、健全な森づくりへの直接参加、個人や企業等からの活動支援、地元の木を伐って使う等の取組みを積極的に推進しています。

このため、春季と秋季に行っている「緑の募金活動」、毎年開催されている「福井県緑化大会」、平成

21年10月4日に坂井市で開催された「フラワーグリーンフェア」、地域住民が自ら地域にゆかりのある花木などからなる憩い森「ふるさとの森」を造成・整備する活動を支援する事業等を通じて、県民参加の森林づくり意識の喚起を図っています。

次世代を担う「緑の少年団」や県民誰でもが自然



福井県緑化大会(敦賀市)

を知り、森林や緑の大切さを学ぶことができる活動場所として、福井市脇三ヶ町にある県有林を「体験の森」として整備し、森林環境教育活動を推進しています。

(5) 森林整備を担う人材の育成

森林の整備を適切に推進していくためには、森林生態系に配慮した多様な森林施業等を行える知識、技術を有した森林整備を担う人材を確保・育成する必要があります。

このため、平成9年度から、新規就業者を対象に職業訓練研修を行い、現場就労に必要な基礎知識や資格等を習得させ、多面的な技術等を



森林整備を担う人材を育成するための研修

持った担い手のリーダーとして「森林施業士」を育てています。現在、55名(H21.5)が「森林施業士」として活躍しており、32名が研修を実施しています。

表3-1-18 森林施業士、緑の研修生の採用等実績(平成21年5月31日現在)

		年 度											合 計	
		H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19		H20
森林施業士	採用人数(人)	12	11	11	10	10	11	11	7	10	9	10	19	131
	認定者数(人)	9	9	7	8	7	9	10	5	7	5	(9)	(14)	76
	定着人数(人)	6	4	4	3	6	7	9	4	7	5	9	14	78
緑の研修生	研修人数(人)	-	-	-	-	-	-	26	19	14	4	14	21	98
	雇用人数(人)	-	-	-	-	-	-	18	15	13	4	14	21	85
	定着人数(人)	-	-	-	-	-	-	11	12	9	3	14	20	69

(注) 森林施業士の定着人数については、現在森林組合に在籍している人数。H9~H18採用については森林施業士認定済みであり、H19以降採用は、現在研修中である(研修期間:3年)。()内の数値は見込みであり、合計には含まれていない。